

船舶事故調査報告書

令和3年11月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和2年11月7日 07時13分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市勝浦港西方沖 勝浦港西防波堤灯台から真方位338° 210m付近 (概位 北緯35° 08.8′ 東経140° 18.6′)
事故の概要	プレジャーボート ^{フェリックス} Felix IIは、旋回中、波が打ち込み、転覆した。
事故調査の経過	令和2年11月27日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート Felix II、5トン未満（長さ2.84m）
船舶番号、船舶所有者等	241-19203千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南西、風速 約7m/s、視界 良好 海象：波向 北西、波高 約1.0m、水温 約21℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せて、勝浦市^{とみな}にあるホテル沖で東西方向に消波ブロックを積んだ堤（以下「本件消波ブロック堤」という。）のある砂浜から釣りをを行う目的で勝浦港沖に向け出港し、本件消波ブロック堤の東端を出たところで、風が強く波も高くなり危険を感じたので、同砂浜に帰航することとした。</p> <p>本船は、勝浦港西方沖で、帰航しようと右転中、左舷船尾部の舷縁を越えて波が打ち込み、海水が船内に滞留して重心が右舷船尾側に偏り、左舷側が波で持ち上がり、右舷船尾方に傾いて転覆した。</p> <p>船長及び同乗者は、海に投げ出され、本船の船底^{つか}に掴まり、勝浦港西防波堤付近の消波ブロックで釣りをしていた人が海上保安庁へ通報したところ、本船が同防波堤に漂着したので自力で上陸した。</p> <p>船長は、出港前、砂浜において南西の生暖かい風が吹いていることに気付いていたが、本件消波ブロック堤内の波は穏やかだったので、出港できると思った。</p> <p>本船の乾舷は、船首約0.3m、船尾約0.4mであった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p>
分析	本船は、本件消波ブロック堤の外側で乾舷より高い波がある状況下、釣りをを行う目的で出港したことから、勝浦港西方沖において帰航しようと右転中、左舷船尾部の舷縁を越えて波が打ち込み、海水が船内に滞留して重心が右舷船尾側に偏り、右舷船尾方に傾いて転覆したものと考えられる。

	<p>船長は、本件消波ブロック堤内の波が穏やかであったことから、出港できると思い、消波ブロック堤の外側では乾舷より高い波がある状況を認識していない状態で出港したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、本件消波ブロック堤の外側で乾舷より高い波がある状況下、釣りをを行う目的で出港したため、勝浦港西方沖において帰航しようと右転中、左舷船尾部の舷縁を越えて波が打ち込み、海水が船内に滞留して重心が右舷船尾側に偏り、右舷船尾方に傾いて転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶の船長は、乾舷が低い場合、風浪の影響を受けやすいので、出港前に気象及び海象の状況を観察した上で、出港の可否を適切に判断すること。 ・ 小型船舶の船長は、消波ブロック堤内の港が平穏であっても、消波ブロック堤外は波が高い場合があるので、情報の入手に努めること。 ・ 小型船舶の船長は、自船の乾舷より高い波高状況では、出港を控えること。